

# 小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業 ガイドブック

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業は、  
小児慢性特定疾病を抱える児童（20歳未満の成年患者含む）が  
日常生活において必要な用具の費用を給付する事業です

＝府中市 障害者福祉課＝

# 目次

|                  |     |
|------------------|-----|
| 1. 目次            | p 1 |
| 2. 日常生活用具給付事業の概要 | p 2 |
| 3. 手続きの流れ        | p 3 |
| 4. 申請時に必要な書類     | p 4 |
| 5. 給付額及び利用者負担額   | p 5 |
| 6. 日常生活用具給付事業Q&A | p 7 |
| 7. 給付対象品目一覧表     | p 8 |

## —このガイドブックについて—

このガイドブックの内容は、令和8年4月1日現在のものです。内容など随時変更になっていく可能性がありますので、購入される前には、市役所までご相談ください。

| 相談窓口                                   | 電話番号         | FAX番号        |
|--|--------------|--------------|
| 【本事業について】<br>府中市障害者福祉課 サービス支援担当（身体・知的） | 042-335-4962 | 042-368-6126 |
| 【医療受給者証について】<br>府中市障害者福祉課 援護係          | 042-335-4162 |              |

## —小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の概要—

### 事業の対象者

日常生活用具の給付対象者はそれぞれの品目ごとに決まっており、給付品目と品目ごとの給付対象者一覧はこのガイドブックに掲載しています。

また、次の方は制度をご利用いただくことができません。

- 小児慢性特定疾病に罹患しているが、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けていない方

本事業は、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童（20歳未満の成年患者を含む）を対象とするものです。小児慢性特定疾病はその疾病ごとに重症度基準が設けられており、これに満たない場合等には、当該医療受給者証は交付されません。

- 各種障害者手帳の交付を受けている方

本事業は、小児慢性特定疾病を抱え、日常生活において支障を来しているものの、障害福祉施策をはじめとする各種制度の対象とならない方を主に対象とするものですので、各種障害者手帳の交付を受けている方は対象となりません。ただし、認められている障害の程度が要件に該当しないことから、障害者等日常生活用具費等給付事業による給付を受けられない方は、本事業による給付を受けられる場合がありますので、障害者福祉課へご相談ください。

- 既に同じ物品の給付を受けている方

過去に同じ物品の給付を受けている方につきましては、同じ品目（継続給付品目を除く）の再給付はできません。故障等についても自己負担で修理していただきます。ただし、耐用年数を経過して製品が経年劣化等により使用できない場合や、やむをえない理由で修理する事ができない場合については、再給付の対象となる場合がありますので、障害者福祉課までご相談ください。

- 診療報酬の対象となる用具の給付を希望する方

健康保険法（大正11年法律第70号）等により診療報酬の対象となる種類の用具は、この対象から外れた製品のみが本事業での給付の対象となります。

- 品目の基準額以上の利用者自己負担額が生じる方

対象者の保護者（扶養義務者）が属する世帯の市町村民課税額に応じ、利用者負担額が生じます。この額が品目の基準額以上である場合、給付を受けられる額が0円となります。詳しくは、5ページをご覧ください。

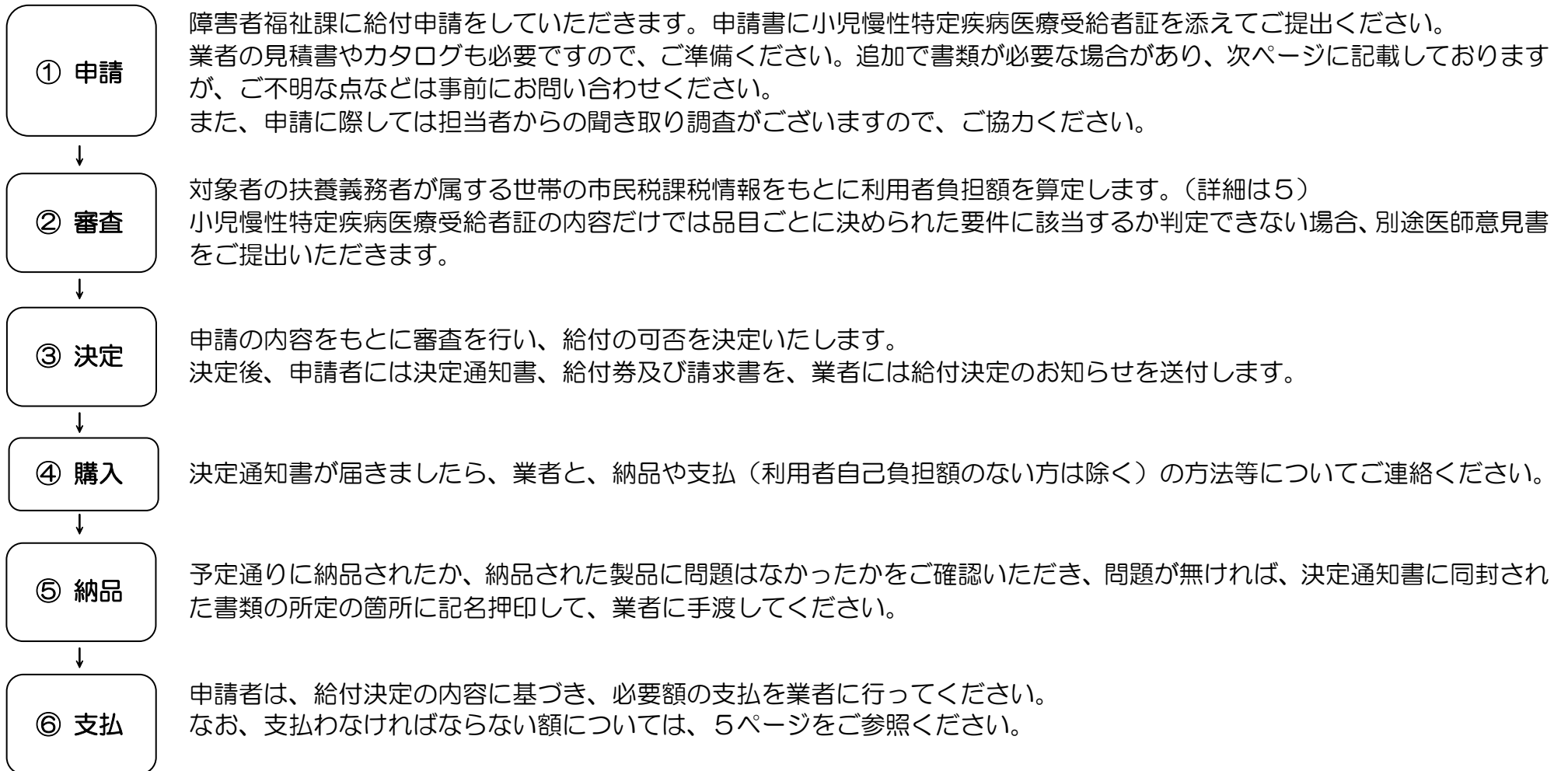
- 入院中や入所中の方

本事業は、自宅で生活・療養される小児慢性特定疾病児童のための制度ですので、医療機関に入院、または施設に入所されている方は対象者となりません（一部品目を除く。）。

## —手続きの流れ—

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業をご利用いただく場合、必ず事前に市役所にご申請いただき、決定後、業者（お店）から用具の納品を行います。事後申請の場合は給付できませんのでご注意ください。

また、ご購入を希望される製品が給付対象となるかは、製品ごとに判断させていただいておりますので、次ページ以降の表に掲載されている品目のいずれにあたるか分からない場合には、その製品のカタログ等をご用意の上、ご相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## —申請時に必要な書類—

### ○基本的に必要となるもの

- 府中市障害者等日常生活用具費給付申請書（ご家族等が記入）
- 小児慢性特定疾病医療受給者証（現在有効であるもの）
- 見積書（宛名は「府中市長」とし、書面上に対象者氏名及び住所の記載が必要です。）（業者が作成）※品番型番等も記入してください。
- 購入を希望する製品のカタログのコピー

### ○必要となる場合があるもの（各書類が必要であるかは、障害者福祉課にご確認ください。）

- 個人番号による情報連携に係る同意書  
本事業の審査にあたり、市町村民税課税情報や生活保護費受給情報を市が管理する公簿等で確認できない場合（最近転入した世帯や単身赴任者がいる世帯等）は、個人番号（マイナンバー）を利用し、過去に居住していた自治体にこれら情報について照会します。照会先となる自治体は、申請日の属する年（1月から6月までの間は前年）の1月1日時点で居住していた場所となります。
- 課税・非課税証明書または生活保護受給証明書  
個人番号の利用について同意しない（上記同意書を提出しない）場合、必要となります。
- 医師意見書  
ご申請に際してご提示いただく小児慢性特定疾病医療受給者証（現在有効であるもの）の申請・交付のために使用された診断書の記載内容をもとに、給付を希望する品目の要件に当てはまるかを市が審査します。このとき、当該診断書では要件に当てはまるか判断しきれない場合は、対象者の状況や用具の効果等を示す医師意見書をもって決定します。  
提出に際しては、市の様式（小児慢性特定疾病児童等日常生活用具意見書）がありますが、必要事項の記載があれば書式は問いません。

### ○障害者福祉課担当者が作成するもの

- 調査書  
本事業の審査にあたり、本人状況等を当課担当者が聞き取り、作成するものです。  
ご家族及びご対象者におかれましては、調査へのご協力をお願いいたします。

※品目、状況等によってその他の書類が必要になる場合があります。

## —給付額及び利用者負担額—

### ○給付額

給付額は次のように決まります。

給付限度額－利用者負担額＝給付額

### ○給付限度額

給付限度額は、品目ごとに決められた基準額を上限とした、見積額を指します。

（例：基準額を66,000円とする歩行支援用具について、見積額が50,000円の場合、50,000円が給付限度額となります。）

### ○利用者負担額

利用者負担額は、基準額を超えた額と利用者負担基準月額を足し合わせたもので、申請者が業者に支払う額となります。

### ○利用者負担基準月額

対象者の属する世帯の階層区分に応じ、それぞれ次のページの表第2欄に掲げる徴収基準月額又は同表第3欄に掲げる加算基準月額が適用され、給付限度額内において、この額分の負担が生じます。

申請者が対象者1人あたりに負担する利用者負担基準月額は、用具の数にかかわらず、同月内の給付において、当該額を上限とします。

なお、本事業の利用にあたっては通常、徴収基準月額が適用されますが、同月内において、同一世帯内で2人以上が本事業の給付を受ける場合、2人目以降には加算基準月額が適用されます。

（例1：D3階層にあたる世帯に属する対象者が、5月に基準額を超える歩行支援用具の給付を受ける場合、基準額66,000円のうち、3,800円の負担を生じる。）

（例2：D3階層にあたる世帯に属する対象者が、5月に基準額を超える歩行支援用具及び入浴補助用具の給付を受ける場合、合計基準額165,000円のうち、3,800円の負担を生じる。）

（例3：例1の世帯において、例1の対象者の兄が同じく5月に、基準額を超える特殊寝台の給付を受ける場合、基準額169,400円のうち、380円の負担を生じる。）

### ○対象者の属する世帯の範囲

市が申請を審査するにあたって参照する世帯の範囲は、対象者が生計を同一とする扶養義務者全員（成年患者の場合は、対象者本人及び配偶者）です。

| 本人の属する世帯の階層区分 |   |                     | 徴収基準月額  | 加算基準月額   |  |
|---------------|---|---------------------|---------|----------|--|
| A<br>階層       | 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯 |                     | 0 円     | 0 円      |  |
| B<br>階層       | A 階層を除き当該年度分の区市町村民税の非課税世帯   |                     | 1,100 円 | 110 円    |  |
| C<br>階層       | A 階層及び B 階層を除き当該年度分の区市町村民税均等割の額のみ課税世帯   |                     | 2,250 円 | 230 円    |  |
| D<br>階層       | A 階層、B 階層及び C 階層を除き当該年度分の区市町村民税の課税世帯であって、区市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯   | 所得割の年額 3,000 円以下    | D1 階層   | 2,900 円  | 290 円  |
|               |   | 3,001~5,800 円       | D2 階層   | 3,450 円  | 350 円  |
|               |   | 5,801~8,700 円       | D3 階層   | 3,800 円  | 380 円  |
|               |   | 8,701~13,000 円      | D4 階層   | 4,250 円  | 430 円  |
|               |   | 13,001~17,400 円     | D5 階層   | 4,700 円  | 470 円  |
|               |   | 17,401~22,400 円     | D6 階層   | 5,500 円  | 550 円  |
|               |   | 22,401~28,200 円     | D7 階層   | 6,250 円  | 630 円  |
|               |   | 28,201~58,400 円     | D8 階層   | 8,100 円  | 810 円  |
|               |   | 58,401~75,000 円     | D9 階層   | 9,350 円  | 940 円  |
|               |   | 75,001~96,600 円     | D10 階層  | 11,550 円 | 1,160 円  |
|               |   | 96,601~121,800 円    | D11 階層  | 13,750 円 | 1,380 円  |
|               |   | 121,801~175,500 円   | D12 階層  | 17,850 円 | 1,790 円  |
|               |   | 175,501~221,100 円   | D13 階層  | 22,000 円 | 2,200 円  |
|               |   | 221,101~380,800 円   | D14 階層  | 26,150 円 | 2,620 円  |
|               |   | 380,801~549,000 円   | D15 階層  | 40,350 円 | 4,040 円  |
|               |   | 549,001~579,000 円   | D16 階層  | 42,500 円 | 4,250 円  |
|               |   | 579,001~700,900 円   | D17 階層  | 51,450 円 | 5,150 円  |
|               |   | 700,901~849,000 円   | D18 階層  | 61,250 円 | 6,130 円  |
|               |   | 849,001~1,041,000 円 | D19 階層  | 71,900 円 | 7,190 円  |
|               |   | 1,041,001 円以上       | D20 階層  | 全額       | 左の徴収基準月額の 10%。ただし、その額が 8,560 円に満たない場合は 8,560 円 |

## －日常生活用具費等給付事業Q&A－

Q：購入（または工事）業者の指定はありますか？

A：指定はありませんが、代金は市役所から商品納入後、業者に支払うこととなります。そのため、後払いが可能な業者でないと制度を利用できませんので、事前に業者はその旨をお確かめください。なお、業者のお心当たりがない場合は、業者の一覧をお渡しすることもできますので、お気軽にご相談ください。

Q：決定後に購入する物品の変更はできますか？

A：決定は提出いただいた見積書の内容で行っているため、決定後の変更はできません。ただし、やむをえない事情による場合、納品に至っていないのであればご本人で業者と調整をして、決定通知書等書類（ご本人と業者の分）を全て回収し市に返還する事で、申請を取り下げることができます。このような場合、必ず事前に障害者福祉課までご連絡ください。なお、市が業者へ支払を済ませた後に、物品を変更する事はできません。

Q：給付された物品が壊れた場合にはどうすればいいですか？

A：日常生活用具は購入された段階で、申請者の持ち物となります。そのため、修理については購入したお店にご相談のうえ、ご自分で行ってください。用具を廃棄する場合は、市のごみの出し方のルールに従ってご自分で処分してください。

Q：家族に複数の対象者がいますが、同じ物を人数分給付してもらえますか？

A：同一製品の給付は原則1世帯に1つまでとなります。そのため、ご家族の中に複数の制度対象者がいる場合でも、1つしか給付できません。ただし、個人でしか使えない物品については、制度対象者の人数分の給付ができる場合もありますので、ご相談ください。

Q：物品代のほかに工事費や取付費、輸送費等がかかりますが、助成の対象ですか？

A：物品代のみが給付の対象となります。工事費や取付費、輸送費等については給付の対象にはなりませんので、ご家族で代金をお支払いください。

| 品目       | 給付基準額    | 対象要件                        | 対象となる機器   | 入院・入所者への給付 | 継続給付品目 | 耐用年数 |
|----------|----------|-----------------------------|---|------------|--------|------|
| 便器       | 4,900円   | 常時介助を要する者と医師により認められたもの      | 小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの  | ×          | ×      | 8年   |
|          | 8,900円   |                             | 小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりが付いたもの）   |            |        |      |
| 特殊マット    | 21,560円  | 寝たきりの状態にある者と医師により認められたもの    | 褥瘡の予防又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの   | ×          | ×      | 5年   |
| 特殊便器     | 166,320円 | 上肢機能に障害のある者と医師により認められたもの    | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。   | ×          | ×      | 8年   |
| 特殊寝台     | 169,400円 | 寝たきりの状態にある者と医師により認められたもの    | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの   | ×          | ×      | 8年   |
| 歩行支援用具   | 66,000円  | 下肢が不自由な者と医師により認められたもの       | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。<br>ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの<br>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの | ×          | ×      | 8年   |
| 入浴補助用具   | 99,000円  | 入浴に介助を要する者と医師により認められたもの     | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの  | ×          | ×      | 8年   |
| 特殊尿器     | 73,700円  | 自力で排尿できない者と医師により認められたもの     | 尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの   | ×          | ×      | 5年   |
| 体位変換器    | 16,500円  | 寝たきりの状態にある者と医師により認められたもの    | 介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの  | ×          | ×      | 5年   |
| 車椅子      | 77,440円  | 下肢が不自由な者と医師により認められたもの       | 小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの   | ×          | ×      | 5年   |
| 頭部保護帽    | 13,380円  | 発作等により頻繁に転倒する者と医師により認められたもの | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの   | ○          | ×      | 3年   |
| 電気式たん吸引器 | 62,040円  | 呼吸器機能に障害のある者と医師により認められたもの   | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの   | ×          | ×      | 5年   |

| 品目           | 給付基準額            | 対象要件   | 対象となる機器  | 入院・入所者への給付 | 継続給付品目 | 耐用年数 |
|--------------|------------------|--|--|------------|--------|------|
| クールベスト       | 22,000円          | 体温調節が著しく難しい者と医師により認められたもの                                  | 疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの                                     | ×          | ×      | 1年   |
| 紫外線カットクリーム   | 41,580円<br>(年間)  | 紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者と医師により認められたもの          | 紫外線をカットできるもの   | ×          | ○      | —    |
| ネブライザー(吸入器)  | 39,600円          | 呼吸器機能に障害のある者と医師により認められたもの                                  | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの                              | ×          | ×      | 5年   |
| パルスオキシメーター   | 173,250円         | 人工呼吸器の装着が必要な者と医師により認められたもの                                 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの | ×          | ×      | 5年   |
| ストーマ装置(消化器系) | 113,520円<br>(年間) | 人工肛門を造設した者と医師により認められたもの                                    | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの                              | ○          | ○      | —    |
| ストーマ装置(尿路系)  | 149,160円<br>(年間) | 人工膀胱を造設した者と医師により認められたもの                                    | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの                              | ○          | ○      | —    |
| 人工鼻          | 128,700円<br>(年間) | 人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者と医師により認められたもの                           | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの                              | ×          | ○      | —    |
| チューブ型包帯      | 170,500円<br>(年間) | 皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者と医師により認められたもの | 外力から皮膚を保護できるもの。  | ×          | ○      | —    |

※「入院・入所者への給付」欄に○がついている品目は、例外的にそのような対象者へも給付できるものです。

※便器は、手すりがついたものと、そうでないもののいずれかを給付するものです。

※継続給付品目は、給付基準額を年間の上限とし、1年のうちで複数回に分けて給付を受けられる品目です。給付基準額（年間の上限額）は年度ごとに更新され、年度が変わると給付済みの額が0円に戻ります。

※分割給付可能品目は、給付基準額を上限として、複数の用具を給付できる（同一の製品は原則不可）品目です。耐用年数は給付された用具（製品）ごとに計算されるため、分割給付を受けた場合は、給付基準額内で一部、耐用年数の経過時期が異なる場合があります。